平成２９年（フ）第９５号
新潟県阿賀野市六野瀬390番地の１
債務者　神田　玲子
１　決定年月日時　平成29年12月14日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２９年（フ）第２１号
新潟県佐渡市真木293番地３
債務者　吉田佳壽美
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
新潟地方裁判所佐渡支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
兵庫県加東市社764番地５
債務者　竹原　絹子
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２７０号
香川県高松市藤塚町１丁目２番25号　藤塚岩清尾マンション302
債務者　菊池　政春
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後２時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１２７号
香川県坂出市富士見町１丁目10番44号　花田アパート２号
債務者　中多　龍二
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１２９号
香川県坂出市加茂町711番地４　坂出プリンスマンション南棟503号
債務者　小林　　愛（旧姓保坂）
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後１時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１３２号
香川県丸亀市飯山町東坂元3580番地119
債務者　土屋　友香
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１３５号
香川県仲多度郡琴平町苗田1123番地10
債務者　吉井　尚志
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１３８号
香川県綾歌郡宇多津町浜三番丁25番地２（ＴＡＤコンフォート瀬戸大橋201）
債務者　新田　悦子
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後１時10分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１３９号
香川県丸亀市垂水町2633番地３
債務者　吉川　竜太
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１４３号
香川県善通寺市下吉田町105番地　グランドハイツ南館201
債務者　奥本　孟巳
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１４４号
香川県仲多度郡多度津町家中７番13―201号
債務者　鈴江　　正
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第１４７号
香川県丸亀市飯山町東坂元２番地47　ココモタウン５番館401号
債務者　堀之内竜一
１　決定年月日時　平成29年12月13日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月８日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２９年（フ）第２２５号
岡山県倉敷市安江550番地60　市営中洲団地９―301号
債務者　井上　健治
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月９日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第１５６号
青森県三戸郡階上町大字角柄折字東平６番地
債務者　天摩　利雄
１　決定年月日時　平成29年12月14日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２９年（フ）第２９号
岩手県遠野市松崎町白岩４地割29番地２　多田アパート
債務者　関東　俊二
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２９年（フ）第８９４号
住民票上の住所　札幌市中央区円山西町９丁目４番１―313号
債務者　小番かがり（旧姓大野）（昭和47年８月21日生）
１　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年２月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係